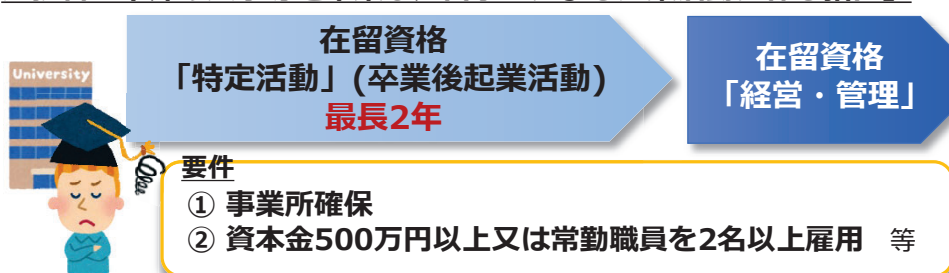


外国人留学生の起業促進【出入国管理及び難民認定法の改革】

- 身分が保証された優秀な外国人留学生に対し、**起業の事業規模要件を緩和**することで外国人留学生の起業をより一層促進。
- 留学生起業家のすそ野を広げ、多様な主体が活躍できる機会を創出！

法務省「本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置」



緩和提案

- ② 事業規模要件について

事業規模要件の撤廃又は「**資本金120万円以上又は常勤職員1名以上の雇用**」として認める

現 状

- 東北大学で学ぶ多くの優秀な外国人留学生の中には、大学在学中に起業を志す方も多く、法務省「本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置（※）」を活用するケースが多い。
※ 文部科学省の実施する「留学生就職促進プログラム」の採択校又は「スーパーグローバル大学創成支援事業」採択校が対象
- しかし、留学生は就労の従事に制限があることや製品がなくアイデア段階で起業を志す留学生の状況では、投資家等から多額の出資を受けることが難しい等の事情から、在留資格「特定活動」の最長2年を終了した後の「経営・管理」の事業規模要件（資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用）を満たすことが困難。

提 案

- 身分が保証された留学生に対して、在留資格「経営・管理」の事業規模要件の撤廃又は「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」を「資本金120万円以上又は常勤職員1名以上の雇用」へと緩和し、外国人留学生への起業を促進する。

在留資格「経営・管理」の事業規模要件の緩和＜出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令＞